

改 正 後

現 行

(週休日及び勤務時間の割振り等)
 第三条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日

第三項及び第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によるものを除く。)をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。

2 (略)

3 任命権者は、職員(人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間(以下この項において「単位

(週休日及び勤務時間の割振り)
 第三条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 任命権者は、職員(人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。)について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間(以下この項及び次項に

において「単位期間」という。)ごとの期間につき前条に規定する

期間」という。)ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

(削る)

勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。
ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

4

任命権者は、次に掲げる職員(育児短時間勤務職員等を除く。)
()について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て単位期間ごとの期間につき第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

一 子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)
()であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下第十条の三第一項及び第二項並びに第十条の四第一項から第三項までにおいて同じ。)の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。第十七条第一項において同じ。)の介護をする職員であつて、人事委員会規則で定めるもの

(週休日の振替等)

第五条 任命権者は、職員に第三条第一項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第三条第二項若しくは第三項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の規定は、職員に第三条第三項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

(船員の勤務時間等の特例)
第八条 (略)

2 (略)

二 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則で定めるもの

(週休日の振替等)

第五条 任命権者は、職員に第三条第一項若しくは第四項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第三条第二項から第四項まで又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(新設)

(船員の勤務時間等の特例)

第八条 任命権者は、第二条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会規則の定めるところにより、人事委員会の承認を得て、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分(育児短時間勤務職員等)にあっては同条第二項の規定に基づき定める時間、定年前再任用短時間勤務職員にあっては同条第三項の規定に基づき定める時間、任期付短時間勤務職員にあっては同条第四項の規定に基づき定める時間)とすることができる。

2 任命権者は、船舶に乗り組む職員(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。次

3 任命権者は、船舶に乗り組む職員のうち第三条第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員について、人事委員会と協議して、同項に規定する勤務時間を一週間当たり一時間十五分を超えない範囲内において延長することができる。

4・5 (略)

第九条 船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものの勤務時間については、当該職員が、第三条第二項若しくは第三項、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた時間以外の時間に人命を救助するため緊急を要する作業その他の人事委員会規則で定める作業に従事する場合には、第二条又は前条の規定による勤務時間のほか、当該作業に従事する時間は、当該職員の勤務時間とする。

(時間外勤務代休時間)

第十条の二 任命権者は、〇〇県の一般職の職員の給与に関する条例(昭和〇〇年条例第〇〇号。第十七条第三項において「給与条例」という。)第〇〇条の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、人事委員会規則で定める期間内にある第三条第二項若しくは第三項、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日(第十二条第一項

項において同じ。)について、人事委員会と協議して、前項に規定する勤務時間を一週間当たり一時間十五分を超えない範囲内において延長することができる。この場合には、第三条第二項の規定は適用しない。

3 任命権者は、船舶に乗り組む職員のうち第三条第三項又は第四項の規定により勤務時間を割り振られた職員について、人事委員会と協議して、同項に規定する勤務時間を一週間当たり一時間十五分を超えない範囲内において延長することができる。

4 任命権者は、前三項の規定により勤務時間を定める場合には、第四条第二項の規定にかかわらず、第一項の期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設定しなければならない。

5 任命権者は、第六条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の休憩時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

第九条 船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものの勤務時間については、当該職員が、第三条第二項から第四項まで、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた時間以外の時間に人命を救助するため緊急を要する作業その他の人事委員会規則で定める作業に従事する場合には、第二条又は前条の規定による勤務時間のほか、当該作業に従事する時間は、当該職員の勤務時間とする。

(時間外勤務代休時間)

第十条の二 任命権者は、〇〇県の一般職の職員の給与に関する条例(昭和〇〇年条例第〇〇号。第十七条第三項において「給与条例」という。)第〇〇条の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、人事委員会規則で定める期間内にある第三条第二項から第四項まで、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日(第十二条第一項

において「勤務日等」という。)のうち第十二条第一項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 (略)

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第十条の三 任命権者は、次に掲げる子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び第二項並びに次条第一項から第三項までにおいて同じ。)のある職員(第三条第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。)が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第三項において同じ。)をさせるものとする。

- 一 小学校就学の始期に達するまでの子
- 二 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子

2 前項の規定は、第十七条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合におい

において「勤務日等」という。)のうち第十二条第一項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第十条の三 任命権者は、次に掲げる職員(第三条第三項又は第四項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。)が、人事委員会規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第三項において同じ。)をさせるものとする。

- 一 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員
- 二 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であつて、人事委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、第十七条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合におい

て、前項中「次に掲げる子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間に
おける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に
請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属してい
る場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童
福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三
号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親で
ある職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人
事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び第二項並びに次
条第一項から第三項までにおいて同じ。）」とあるのは「第十七
条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要
介護者」という。）」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要
介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (略)

(介護休暇)

第十七条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが
事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項におい
て同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定
める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間
にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。
）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところ
により、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必
要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算し
て六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」とい
う。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合
における休暇とする。

2・3 (略)

て、前項中「次に掲げる」とあるのは「第十七条第一項に規定す
る日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。
）のある」と、「その子を養育」とあるのは「当該要介護者を介
護」と読み替えるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その
他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(介護休暇)

第十七条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者等で負傷、疾病又
は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営
むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、
任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出
に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する
状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲
内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務
しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間
とする。

3 介護休暇については、給与条例第〇〇条の規定にかかわらず、

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

その期間の勤務しない一時間につき、同条例第〇〇条に規定する勤務時間一時間当たりの給与額を減額する。